

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法

法 律

政 令

省 令

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法

平成十九年五月三十日
法律第六十七号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、駐留軍等の再編を実現することが、我が国の平和及び安全の維持に資するとともに、我が国全体として防衛施設の近隣住民の負担を軽減する上で極めて重要であることにかんがみ、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設の周辺地域における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興並びに当該周辺地域を含む地域の一体的な発展に寄与するための特別の措置を講じ、併せて駐留軍の使用に供する施設及び区域が集中する沖縄県の住民の負担を軽減するとの観点から特に重要な意義を有する駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するため、の国際協力銀行の業務の特例及びこれに対する政府による財政上の措置の特例等を定め、もって駐留軍等の再編の円滑な実施に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 駐留軍 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び完全保障条約に基づいて日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。

二 駐留軍等の再編 平成十八年五月一日にワシントンで開催された日米安全保障協議委員会において承認された駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成、配置又は運用の態様の変更(当該変更が航空機(回転翼航空機を除く。)を保有する部隊の編成又は配置の変更である場合にあつては、当該航空機を搭載し、当該部隊と一体として行動する艦船の部隊の編成又は配置の変更を含む。)をいう。

三 防衛施設 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(第九条第一項第五号において「日米地位協定」という。)第二条第一項の施設及び区域並びに自衛隊の施設(これらの設置又は設定が予定されている地域又は水域を含む。)をいう。

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令

平成十九年八月二十日
政令第二百六十八号

内閣は、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成十九年法律第六十七号)第五条第一項、第六条、第七条第一項第一号(同上第四項において準用する場合を含む。)、第十一条第一項及び第二項、第十五条第六項並びに第十六条第一項第一号の規定並びに同法第十九条第五項において準用する国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号)第四十四条第七項の規定に基づき、並びに駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法を実施するため、この政令を制定する。

目次

- 第一章 再編関連特定周辺市町村に係る措置(第一条―第五条)
- 第二章 再編関連振興特別地域に係る措置
- 第一節 再編関連振興特別地域の指定等(第六条―第七条)
- 第二節 駐留軍等再編関連振興会議(第八条―第十条)
- 第三章 国際協力銀行の業務の特例(第十一条―第十四条)
- 附則

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行規則

平成十九年八月二十九日
防衛省令第十一号

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成十九年法律第六十七号)及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令(平成十九年政令第二百六十八号)の規定に基づき、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行規則を次のとおり定める。

目次

- 第一章 再編関連特定周辺市町村の範囲(第一条・第二条)
- 第二章 再編交付金(第三条―第十条)
- 附則

(基本理念等)

- 第三条 駐留軍等の再編の実施に当たっては、これを迅速かつ一体的に実施するために必要となる措置が適切に講ぜられ、我が国を含む国際社会の安全保障環境の変化に的確に対応し得るよう配慮されなければならない。
- 2 駐留軍等の再編の実施に当たっては、これに関係する防衛施設の周辺地域の住民の福祉の向上に寄与するための措置が適切に講ぜられ、駐留軍等の再編に対する幅広い国民の理解が得られるよう配慮されなければならない。
- 3 関係行政機関の長は、駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実現のため、この法律に基づく措置その他の措置を実施するに当たっては、相互に密接な連携を図りながら協力しなければならない。

第二章 再編関連特定周辺市町村に係る措置

(再編関連特定防衛施設の指定)

- 第四条 防衛大臣は、駐留軍等の再編に当たり、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当し、又は該当すると見込まれる防衛施設であつて、当該事由によるその周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められるものを再編関連特定防衛施設として指定することができる。
- 一 駐留軍等の再編として、駐留軍若しくは自衛隊の部隊若しくは機関の編成が変更され、又はそれらが新たに配置されること。
- 二 駐留軍等の再編として、他の防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関が訓練のために新たに使用すること。
- 2 防衛大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。
- 3 防衛大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を官報で公示するものとする。

(再編関連特定周辺市町村の指定)

- 第五条 防衛大臣は、再編関連特定防衛施設の周辺地域をその区域とする市町村(政令で定める範囲内のものに限る。)について、前条第一項各号に掲げる事由による当該再編関連特定防衛施設の周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該市町村において再編関連特別事業(公共用の施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業であつて、政令で定めるものをいう。次条において同じ。)を行うことが当該再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため必要であると認めるときは、当該市町村を再編関連特定周辺市町村として指定することができる。
- 2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による指定について準用する。

第一章 再編関連特定周辺市町村に係る措置

(再編関連特定周辺市町村の範囲)

- 第一条 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(以下「法」という。)第五条第一項に規定する政令で定める範囲内の市町村は、次に掲げる市町村とする。
- 一 再編関連特定防衛施設が所在する市町村
- 二 再編関連特定防衛施設に係る駐留軍等の再編が航空機を保有する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成、配置又は運用の態様の変更である場合にあっては、前号の市町村に隣接する市町村及び当該隣接する市町村に隣接する市町村

(再編関連特別事業)

- 第二条 法第五条第一項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。
- 一 住民に対する広報に関する事業
- 二 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百二十二号)第二条第三項に規定する国民の保護のための措置に関する事業
- 三 防災に関する事業
- 四 住民の生活の安全の向上に関する事業
- 五 情報通信の高度化に関する事業
- 六 教育、スポーツ及び文化の振興に関する事業
- 七 福祉の増進及び医療の確保に関する事業
- 八 環境衛生の向上に関する事業
- 九 交通の発達及び改善に関する事業
- 十 公園及び緑地の整備に関する事業
- 十一 環境の保全に関する事業
- 十二 良好な景観の形成に関する事業
- 十三 企業の育成及び発展並びにその経営の向上を図る事業
- 十四 前各号に掲げるもののほか、生活環境の整備に関する事業で防衛施設庁長官が定めて告示するもの

(再編交付金を交付しない事業)

- 第三条 再編交付金は、次に掲げる事業については、交付しない。
- 一 国が行う事業又は国がその経費の一部を負担し、若しくは補助する事業
- 二 法令の規定に基づいて毎年度経常的に行っている事業で、駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため必要なものとして特別に行う事業とは認められないもの
- 三 再編関連特定周辺市町村の区域内において、駐留軍等の再編により影響を受ける住民の生活の安定に資するよう適切に配慮された地域において行う事業とは認められないもの

第一章 再編関連特定周辺市町村の範囲

(再編関連特定周辺市町村の範囲)

- 第一条 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令(以下「令」という。)第一条第二号に掲げる市町村は、その区域が次に掲げる事由のいずれかに該当するものに限る。
- 一 駐留軍等の再編が駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成又は配置の変更である場合にあっては、当該駐留軍等の再編により次のいずれかに該当すること。
- イ 再編関連特定防衛施設における駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関が保有する航空機(以下「駐留軍機等」という。)の離陸、着陸等により生ずると見込まれる音響の影響度として次条に規定する算定方法により算定した値が七十五以上の地域となること。
- ロ 計器進入路の直下となること(再編関連特定防衛施設が所在する市町村に隣接する市町村に限る。)
- 二 駐留軍等の再編が駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の運用の態様の変更である場合にあっては、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(以下「法」という。)第四条第一項の規定による指定の際現にその指定を受けた再編関連特定防衛施設に係る防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第百一号。以下「防衛施設周辺環境整備法」という。)第四条に規定する区域の指定に際して防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則(昭和四十九年総理府令第四十三号。以下「防衛施設周辺環境整備法施行規則」という。)第一条に規定する算定方法により算定した値が七十五以上の地域であること。

(音響の影響度の算定方法)

- 第二条 再編関連特定防衛施設の周辺地域における駐留軍機等の離陸、着陸等により生ずると見込まれる音響の影響度の算定方法は、次のとおりとする。
- (A) $10 \log_{10} \frac{1}{r^2}$
- 2 前項の算定方法において、次の各号に掲げる記号については、当該各号に定めるところによる。
- 一 (A) 一日の間の駐留軍機等の離陸、着陸等の実施により生ずると見込まれる音響のそれぞれの最大値をパワー平均して得た値
- 二 N 一日の間の駐留軍機等の離陸、着陸等の実施により生ずると見込まれる音響のうち、午前零時直後から午前七時までの間に発生するものの回数をN1、午前七時直後から午後七時までの間に発生するものの回数をN2、午後七時直後から午後十時までの間に発生するものの回数をN3及び

(再編交付金)

第六条 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、再編関連特定周辺市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗状況及びその実施から経過した期間に応じ、当該再編関連特定周辺市町村に対し、再編関連特別事業に係る経費に充てるため、再編交付金を交付することができる。

(再編交付金の交付)

第四条 再編交付金は、交付初年度（再編関連特定周辺市町村に対する再編交付金の交付を開始する年度をいう。次項及び第三項において同じ。）から交付終了年度（法附則第二条第一項に規定する日又は同条第二項に規定する交付終了日の到来により再編関連特定周辺市町村に対する再編交付金の交付を終了する年度をいう。次項及び第五項において同じ。）までの間において、次項から第六項までの規定により防衛大臣が算定した各年度の交付の限度額（以下「年度交付限度額」という。）の範囲内で、交付することができる。

2 交付初年度から交付終了年度までの間の年度交付限度額の合計額は、次に掲げる事項を基礎として、防衛省令で定めるところにより、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲に応じたものとなるようにするものとする。

一 駐留軍等の再編による再編関連特定防衛施設その他の防衛施設で当該再編関連特定周辺市町村に所在するもの（以下この項において「関係防衛施設」という。）の面積の変化

二 駐留軍等の再編による関係防衛施設の建物その他の工作物の設置の態様の変化

三 駐留軍等の再編による関係防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の保有する艦船又は航空機の数又は種類の变化

四 駐留軍等の再編による関係防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊への弾道ミサイルを破壊するためのミサイルを搭載した車両の配備

五 駐留軍等の再編による関係防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の人員数の変化

六 駐留軍等の再編（駐留軍又は自衛隊の部隊の運用の態様の變更に限る。）による関係防衛施設で行われる駐留軍又は自衛隊の部隊の訓練のための使用の態様の变化及びこれによる影響の変化

七 駐留軍等の再編（航空機を保有する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成、配置又は運用の態様の變更に限る。）による関係防衛施設以外の防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の保有する航空機の数若しくは種類又は飛行経路の変化による影響の変化

八 駐留軍等の再編（航空機（回転翼航空機を除く。）を保有する駐留軍又は自衛隊の部隊の運用の態様の變更に限る。）による関係防衛施設以外の防衛施設で行われる駐留軍又は自衛隊の部隊の訓練のための使用の態様の变化及びこれによる影響の変化

午後十時直後から午後十二時までの間に発生するものの回数 N_4 として、次に掲げる式によって算出して得た値 $2Z_1 + 3Z_2 + 1 \cdot 0 (Z_1 + Z_2)$

3 防衛施設庁長官は、前項各号の値の算定に当たっては、駐留軍等の再編（航空機を保有する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成、配置又は運用の態様の變更に限る。）が実施される再編関連特定防衛施設ごとに、当該再編関連特定防衛施設を使用する駐留軍機等の型式、飛行回数、飛行経路、飛行時刻等に関し、年間を通じて標準的な条件を設定し、これに基づいて行うものとする。

第二章 再編交付金
(定義)

第三条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 面積点数 一の駐留軍等の再編について、法第五条第一項に規定する再編関連特定防衛施設の周辺地域をその区域とする市町村（以下「対象市町村」という。）に所在する再編関連特定防衛施設その他の防衛施設の別表第一の上欄に掲げる当該駐留軍等の再編による面積の変化に応じ、同表の下欄に掲げる数値

二 施設整備点数 一の駐留軍等の再編について、対象市町村に所在する再編関連特定防衛施設その他の防衛施設の別表第二の上欄に掲げる当該駐留軍等の再編による建物その他の工作物の整備の態様の变化に応じ、同表の下欄に掲げる数値（飛行場施設又は港湾施設を有する防衛施設を廃止する場合にはその数値から一を、その他の防衛施設を廃止する場合にはその数値から〇・五をそれぞれ減じた数値）

三 部隊点数 一の駐留軍等の再編について、対象市町村に所在する再編関連特定防衛施設その他の防衛施設における別表第三の上欄に掲げる当該駐留軍等の再編による当該防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の人員数の变化に応じ、同表の下欄に掲げる数値

四 整備等点数 一の駐留軍等の再編について、面積点数、施設整備点数及び部隊点数を合算した数値に当該駐留軍等の再編が実施される再編関連特定防衛施設その他の防衛施設に係る次に掲げる式によって算出した数値を乗じて得た数値

五 整備等按分点数 一の駐留軍等の再編について、対象市町村ごとの別表第四の上欄に掲げる法第四条第一項の規定による指定が行われた年度の四月一日現在における当該駐留軍等の再編が行われる再編関連特定防衛施設その他の防

九 他に当該再編関連特定防衛施設について指定された再編関連特定周辺市町村があるときは、それぞれの再編関連特定周辺市町村における当該駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の割合

三 交付初年度から再編実施交付年度（四月一日において現に再編関連特定防衛施設に係る駐留軍等の再編が実施されている最初の年度をいい、法第四条第一項の規定による再編関連特定防衛施設の指定に際して現に当該再編関連特定防衛施設に係る駐留軍等の再編が実施されている場合には、当該指定がされた年度とする。次項において同じ。）までの間の年度交付限度額は、防衛省令で定めるところにより、再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の実施に向けた環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第一項に規定する環境影響評価、施設整備の工事その他の措置の進捗状況に応じて次項に規定する最高限度額に至るまで通増させるものとする。

四 再編実施交付年度及び再編実施交付年度後の四年以内の防衛省令で定める期間にある年度の年度交付限度額は、防衛省令で定めるところにより算定した額（次項において「最高限度額」という。）とする。

五 前項の規定により年度交付限度額が最高限度額とされる年度の翌年度から交付終了年度までの間の年度交付限度額は、防衛省令で定めるところにより、その経過した期間に応じて最高限度額から通減させるものとする。

六 防衛大臣は、駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗に支障が生じた場合において、第二項及び第三項の規定により年度交付限度額を定めることが適当でないと認めるときは、これらの規定にかかわらず、防衛省令で定めるところにより、年度交付限度額を減額し、又は零とすることができる。

（再編交付金の交付に必要な措置）

第五条 再編関連特定周辺市町村の長は、第二条に規定する事業として、二年度以上にわたり継続する事業（施設又は設備の設置の事業を除く。）を行おうとする場合には、当該事業に係る最初の再編交付金の交付の申請に当たり、当該事業について、次に掲げる事項を記載した計画を防衛大臣に提出しなければならない。

一 事業の目的及び内容

二 事業の始期及び終期

三 事業に要する経費の総額

二 前項に規定する事業を行おうとする場合には、当該事業に要する経費の総額を支弁するために必要な額の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の基金を設けなければならない。

衛施設の当該対象市町村に係る面積に及び、同表の下欄に掲げる数値

六 市町村整備等点数 整備等点数をこれに係る整備等按分点数に応じて按分して得た数値

七 整備等点数 一の駐留軍等の再編について、対象市町村が当該駐留軍等の再編が実施される再編関連特定防衛施設その他の防衛施設が所在する市町村、第一条第一号に掲げる要件に該当する市町村又は当該駐留軍等の再編に係る法第四条第一項の規定による指定の際現に当該防衛施設に係る防衛施設周辺環境整備法第四条に規定する区域の指定に際して防衛施設周辺環境整備法施行規則第一条に規定する算定方法により算定した値が七十五以上である地域をその区域とする市町村若しくはその区域が当該防衛施設に係る計器進入路の直下である市町村（当該防衛施設が所在する市町村に隣接するものに限る。）（以下この条において「整備訓練関係市町村」という。）となる別表第五の上欄に掲げる当該駐留軍等の再編による当該防衛施設に所在する駐留軍若しくは自衛隊の部隊若しくは機関の保有する艦船若しくは航空機の数若しくは種類の変化又は当該防衛施設に所在する駐留軍若しくは自衛隊の部隊への弾道ミサイルを破壊するためのミサイルを搭載した車両の配備に及び、同表の下欄に掲げる数値（当該航空機の過半数がターボジェット発動機を有するものである場合には、その数値に一・五を乗じて得た数値）

八 訓練等点数 一の駐留軍等の再編について、対象市町村が整備訓練関係市町村となる別表第六の上欄に掲げる当該防衛施設における駐留軍又は自衛隊の部隊の訓練のための使用の様式の変化に及び、同表の下欄に掲げる数値

九 整備訓練等点数 一の駐留軍等の再編について、整備等点数及び訓練等点数を合算した数値に当該駐留軍等の再編が実施される再編関連特定防衛施設その他の防衛施設に係る次に掲げる式によつて算出した数値を乗じて得た数値

一十（整備訓練等点数が所在する市町村の数） $\times$ 一十 $\div$ 五 $\div$ A
この式において、Aは、当該駐留軍等の再編に係る当該防衛施設が所在する市町村を除く整備訓練関係市町村の数が、一又は二である場合にあっては〇・一五、三以上である場合にあっては、〇・三を表すものとする。

十 整備訓練按分点数 一の駐留軍等の再編について、対象市町村ごとの別表第七の上欄に掲げる対象市町村に係る次に掲げる式によつて算出した数値に係る区分に及び、同表の下欄に掲げる数値

$$a + b / 3 + c / 100$$

第三章 再編関連振興特別地域に係る措置

第一節 再編関連振興特別地域の指定

第七條 防衛大臣は、都道府県知事の申出により、駐留軍等再編関連振興会議の議に基づき、再編関連特定周辺市町村の区域及びこれに隣接する市町村の区域（自然的経済的社会的条件からみて当該再編関連特定周辺市町村の区域と一体としてその振興を図る必要があると認められるものに限る。）からなる地域であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものを再編関連振興特別地域として指定することができる。

一 駐留軍等の再編による当該再編関連特定周辺市町村の区域に対する影響が著しいものとして政令で定める場合に該当し、又は該当すると見込まれること。

二 当該地域の振興を図ることが、当該再編関連特定周辺市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため特に必要であると認められること。

2 都道府県知事は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、再編関連特定周辺市町村その他関係する市町村の長の意見を聴かなければならない。

3 防衛大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を官報で公示するものとする。

4 前三項の規定は、再編関連振興特別地域の範囲を変更する場合について準用する。

第二節 再編関連振興特別地域整備計画

第八條 都道府県知事は、前条第一項の規定による指定があつたときは、再編関連振興特別地域の整備に関する計画（以下「再編関連振興特別地域整備計画」という。）の案を作成し、防衛大臣に提出するものとする。

2 都道府県知事は、前項の再編関連振興特別地域整備計画の案を作成しようとするときは、再編関連振興特別地域に含まれる区域をその区域とする市町村の長の意見を聴かなければならない。

3 防衛大臣は、駐留軍等再編関連振興会議の議に基づき、再編関連振興特別地域整備計画を決定する。

4 防衛大臣は、再編関連振興特別地域整備計画を決定したときは、その案を提出した都道府県知事にその旨を通知するものとする。

5 前各項の規定は、再編関連振興特別地域整備計画を変更する場合について準用する。

3 第一項に規定する事業は、前項の基金からの経費の支弁の終了をもって終了するものとしなければならない。

4 第一項の申請に係る再編交付金の交付の決定があつたときは、再編関連特定周辺市町村の長は、速やかに同項の計画を公表しなければならない。

第二章 再編関連振興特別地域に係る措置

第一節 再編関連振興特別地域の指定等

第六條 法第七條第一項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合とする。

一 法第四條第一項第一号に掲げる事由により、再編関連振興特別地域として指定すべき地域における再編関連特定防衛施設その他の防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関が保有する航空機の数が四十機を超えて増加すること。

二 法第四條第一項第一号に掲げる事由により、再編関連振興特別地域として指定すべき地域における再編関連特定防衛施設その他の防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の人員の数が千人を超えて増加すること。

この式において、a、b及びcは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a 対象市町村に係る当該駐留軍等の再編が実施される再編関連特定防衛施設その他の防衛施設の当該駐留軍等の再編について法第四條第一項の規定による指定が行われた年度の四月一日現在の面積をヘクタールで表した数値

b 対象市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍等の離陸、着陸等により生ずると見込まれる音響の影響度として第二条に規定する算定方法により算定した値が九十以上となる地域又は当該駐留軍等の再編に係る法第四條第一項の規定による指定の際現に当該駐留軍等の再編が実施される再編関連特定防衛施設その他の防衛施設に係る防衛施設周辺環境整備法第四條に規定する区域の指定に際して防衛施設周辺環境整備法施行規則第一条に規定する算定方法により算定した値が九十以上である地域の面積をヘクタールで表した数値からaを減じた数値

c 対象市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍等の離陸、着陸等により生ずると見込まれる音響の影響度として第二条に規定する算定方法により算定した値が七十五以上となる地域又は当該駐留軍等の再編に係る法第四條第一項の規定による指定の際現に当該駐留軍等の再編が実施される再編関連特定防衛施設その他の防衛施設に係る防衛施設周辺環境整備法第四條に規定する区域の指定に際して防衛施設周辺環境整備法施行規則第一条に規定する算定方法により算定した値が七十五以上である地域の面積をヘクタールで表した数値からa及びbを減じた数値

十一 市町村整備訓練点数 整備訓練点数をこれに係る整備訓練按分点数に応じて按分して得た数値

十二 再編点数 一の駐留軍等の再編について、一の対象市町村の市町村整備等点数及び市町村整備訓練点数を合算した数値

十三 計画進捗率 別表第八の中欄に掲げる再編関連特定防衛施設に係る駐留軍等の再編の実施に向けた措置の法第四條第一項の規定による指定の日若しくは当該指定の日の属する年度後の毎年度四月一日現在の進捗状況の段階又はその実施から起算した期間に応じ、同表の下欄に掲げる割合

(再編関連振興特別地域整備計画の内容等)

第九條 再編関連振興特別地域整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 再編関連振興特別地域の整備の基本的方針に関する事項
- 二 基幹的な交通施設の整備に関する事項
- 三 産業の振興に関する事項
- 四 生活環境の整備に関する事項
- 五 再編関連振興特別地域に含まれる区域に駐留軍用地跡地等(日米地位協定第二条第一項の施設及び区域に係る土地で駐留軍から返還されたもの並びに返還される予定のものをいう)が所在する場合においては、その利用の促進に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、再編関連振興特別地域の整備に必要な事項
- 七 再編関連振興特別地域整備計画は、他の法令の規定による地域振興又は社会資本の整備に関する計画と調和が保たれたものでなければならぬ。

第三節 事業の実施等

第十條 (事業の実施)

再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法令の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(国の負担又は補助の割合の特例等)

第十一條 再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業のうち、別表に掲げる事業で駐留軍等の再編による地域社会への影響の内容及び程度を考慮して速やかに実施することが必要なものとして政令で定めるものに要する経費に係る国の負担又は補助の割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表に掲げる割合とする。ただし、再編関連振興特別地域が沖繩県の区域に含まれる場合にあつては、沖繩振興特別措置法(平成十四年法律第十四号。これに基づく命令を含む。)の例により、再編関連振興特別地域が沖繩県の区域以外の区域に含まれる場合で他の法令の規定により同表に掲げる割合を超える国の負担又は補助の割合が定められている場合にあつては、その定めるところによる。

(国の負担又は補助の割合の特例等)

第七條 法第十一条第一項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 法別表一の項に規定する土地改良事業のうち、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条第二項第一号及び第二号に掲げる事業であつて、駐留軍等の再編による生鮮の野菜その他の農畜産物の需要の増加又は生産に対する影響を考慮して当該農畜産物の適正な供給の観点から速やかに実施することが必要なもの
- 二 法別表二の項に規定する基本施設又は輸送施設若しくは漁港施設用地の修築であつて、駐留軍等の再編による生鮮魚その他の水産物の需要の増加若しくは生産に対する影響を考慮して当該水産物の適正な供給の観点から速やかに整備することが必要なもの又は再編関連特定防衛施設若しくはその周辺地域において駐留軍若しくは自衛隊の活動に伴い災害が発生した場合において円滑な避難若しくは緊急輸送を確保するため駐留軍等の再編に伴い速やかに整備することが必要なものとして、それぞれ国土交通大臣が定めて告示する基準に適合するもの
- 三 法別表三の項に規定する水域施設等の建設及び改良であつて、再編関連特定防衛施設への人員の移動若しくは物資の輸送若しくは当該再編関連特定防衛施設からの人員の移動若しくは物資の輸送のための交通量の増加を考慮して円滑な交通の確保の観点から速やかに整備することが必要なもの又は再編関連特定防衛施設若しくはその周辺地域において駐留軍若しくは自衛隊の活動に伴い災害が発生した場合において円滑な避難若しくは緊急輸送を確保するため駐留軍等の再編に伴い速やかに整備することが必要なものとして、それぞれ国土交通大臣が定めて告示する基準に適合するもの
- 四 法別表四の項に規定する道路の新設及び改築であつて、再編関連特定防衛施設への人員の移動若しくは物資の輸送若しくは当該再編関連特定防衛施設からの人員の移動若しくは物資の輸送のための車両の交通量の増加を考慮して円滑な交通の確保の観点から速やかに整備することが必要なもの又は再編関連特定防衛施設若しくはその周辺地域において駐留軍若しくは自衛隊の活動に伴い災害が発生した場合において円滑な避難若しくは緊急輸送を確保するため駐留軍等の再編に伴い速やかに整備することが必要なものとして、それぞれ国土交通大臣が定めて告示する基準に適合するもの

十四 計画点数

一の駐留軍等の再編について、再編点数に年度の計画進捗率を乗じて得た数値を交付終了年度(令第四条第一項に規定する交付終了年度をいう。以下同じ。)までの年度の計画進捗率の合計で除して得た数値

十五 交付点数

年度の再編関連特定防衛施設等(当該再編関連特定防衛施設に係る計画点数を合算した数値(当該再編関連特定防衛施設に係る計画点数が当該再編関連特定防衛施設に係る再編の実施に向けた措置の円滑かつ確実な実施の妨げとならないが、次に掲げるいずれかの事由を当該駐留軍等の再編の実施に必要な条件として主張しており、防衛施設庁長官が翌年度以降の当該駐留軍等の再編の実施に向けた措置に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その数値に二分の一を乗じて得た数値(計画進捗率が十分の一の年度にあつては零))

イ 当該駐留軍等の再編の内容の変更

当該駐留軍等の再編の効果損なう再編関連特定防衛施設の使用に係る協定の締結

ハ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

(昭和三十年法律第七十九号)その他の法令の趣旨に適合しない国の補助金等(同法第二条第一項に規定する補助金等をいう。次号において同じ。)の交付

二 イからハまでに掲げるもののほか、国が実施することが困難な事項

十六 基本配分額 当該年度の交付点数に乘じることにより、年度交付限度額(令第四条第一項に規定する年度交付限度額をいう。次号において同じ。)を算定するものとして、防衛施設における駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成、配置又は運用の態様の変更が当該防衛施設の周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加を考慮して交付される他の補助金等の交付の事例を勘案して、最初に法第五条第一項の規定による指定を行うときに防衛大臣が定める額

(再編交付金の額の算定)

第四條 年度交付限度額は、基本配分額に交付の対象たる再編関連特定防衛施設等(当該年度の交付点数を乗じて得た額とする。

二 基本配分額

に当該年度の交付点数のすべての交付の対象たる再編関連特定防衛施設等(当該年度の交付点数を乗じて得た額)の再編交付金の予算額を超える場合は、当該年度の再編交付金の額は、当該年度の当該予算額を当該再編関連特定防衛施設等の交付点数で按分して得た額を限度とする。

2 国は、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業のうち、別表に掲げる事業で駐留軍等の再編による地域社会への影響の内容及び程度を考慮して速やかに実施することが必要なものとして政令で定めるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

3 国は、前二項に規定する事業のほか、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業で政令で定めるものに要する経費については、地方公共団体その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。

(地方債についての配慮)

第十二条 地方公共団体が再編関連振興特別地域整備計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、国は、地方公共団体の財政状況が許す限り起債ができるよう、及び資金事情が許す限り財政融資資金をもって引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

(財政上及び金融上の措置)

第十三条 国は、前二条に定めるもののほか、再編関連振興特別地域整備計画を達成するために必要があると認めるときは、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業を実施する者に對し、財政上及び金融上の措置を講ずるよう努めなければならない。

第四節 駐留軍等再編関連振興会議

第十四条 防衛省に、駐留軍等再編関連振興会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 再編関連振興特別地域に関し、第七条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

二 再編関連振興特別地域整備計画に関し、第八条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

三 前二号に掲げるもののほか、再編関連振興特別地域の整備に関する重要事項を調査審議すること。

3 再編関連振興特別地域整備計画に定められた事項を所管する関係行政機関の長は、当該事項の達成状況について、毎年度、会議に報告しなければならない。

五 法別表五の項に規定する水道施設の新設及び増設であつて、駐留軍等の再編による水の需要の増加を考慮して適正な給水の観点から速やかに整備することが必要なもの

六 法別表六の項に規定する公共下水道又は流域下水道の設置及び改築（下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百七十七号）第二十四条の二第一項第一号イ又は第二号に規定するものに限る。）であつて、駐留軍等の再編による下水の量の増加又は水質に及ぼす影響を考慮して適正な下水の排除又は処理の観点から速やかに整備することが必要なものとして国土交通大臣が定めて告示する基準に適合するもの

七 法別表七の項に規定する建物の新築、増築及び改築又は施設の整備であつて、駐留軍等の再編による児童若しくは生徒の数の増加を考慮して円滑な教育の実施の観点から速やかに整備することが必要なもの又は再編関連特定防衛施設若しくはその周辺地域において駐留軍若しくは自衛隊の活動に伴い災害が発生した場合において円滑な避難を確保するため駐留軍等の再編に伴い速やかに整備することが必要なもの

2 法第十一条第二項に規定する政令で定める事業は、前項第七号に掲げる事業とし、同条第二項の政令で定める交付金は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第十二条第一項に規定する交付金とする。

3 法第十一条第二項の規定により算定する交付金の額は、第一項第七号に掲げる事業に要する経費に対する通常の国の交付金の額に、当該経費について同条第一項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して文部科学省令・防衛省令で定めるところにより算定した額を加算する方法により算定するものとする。ただし、再編関連振興特別地域が沖縄県の区域に含まれる場合にあっては、沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第二百二号）の例による。

3 再編交付金の額の算定は、駐留軍等の再編として、一の駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成又は配置の変更が二以上の再編関連特定防衛施設にわたつて行われる場合にあっては、当該二以上の再編関連特定防衛施設を一の再編関連特定防衛施設とみなして行うものとする。

4 再編交付金の額の算定は、駐留軍等の再編が実施される再編関連特定防衛施設その他の防衛施設の区域が駐留軍等の再編以外の事由により減少する場合には、その減少後の区域を基礎として行うものとする。

5 再編交付金の額の算定に当たっては、算定に用いる数値に小数点以下五位未満の端数があるときは、その数値を四捨五入するものとし、算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

(不可分な変化に係る点数)

第五条 第三条第一号に規定する変化が他の駐留軍等の再編によるものと不可分である場合にあっては、それぞれの駐留軍等の再編に係る面積点数は、当該変化を一の駐留軍等の再編によるものとみなして算定した数値をそれぞれの駐留軍等の再編に係る部隊点数により按分した数値とする。

2 前項の規定は、第三条第二号に規定する変化について準用する。この場合において「面積点数」とあるのは、「施設整備点数」と読み替えるものとする。

(再編点数の調整)

第六条 対象市町村の再編点数に負数のものがある場合には、当該対象市町村の再編点数は、当該負数の再編点数が消滅するまで当該対象市町村の正数の再編点数のうち最も大きいものから順次に相殺する。

(按分点数の調整)

第七条 防衛施設庁長官は、対象市町村に係る駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加について、特別な事情があるときは、当該駐留軍等の再編について整備等点数のある対象市町村の数に相当する数値を限度として、当該特別な事情がある対象市町村の整備等按分点数に数値を加算することができる。この場合において、当該特別な事情がある対象市町村が二以上あるときは、それぞれの整備等按分点数に加算する数値を合算した数値は、その限度とする数値を超えないものとする。

2 前項の規定は、装備訓練按分点数について準用する。この場合において「整備等点数」とあるのは「装備訓練点数」と、「整備等按分点数」とあるのは「装備訓練按分点数」と読み替えるものとする。

(会議の組織等)

第十五条 会議は、議長及び第四項各号に掲げる議員をもって組織する。

2 議長は、防衛大臣をもって充てる。

3 議長は、会議の議事を整理する。

4 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 総務大臣

二 外務大臣

三 財務大臣

四 文部科学大臣

五 厚生労働大臣

六 農林水産大臣

七 経済産業大臣

八 国土交通大臣

九 環境大臣

十 内閣官房長官

十一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

5 会議は、前条第二項第二号に規定する事項については、再編関連振興特別地域整備計画に定めるべき事項を所管する大臣である議員の賛成がなければ、議決することができない。

6 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 国際協力銀行の業務の特例

(国際協力銀行の業務の特例)

第十六条 国際協力銀行は、国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号)第一条及び第二十三条の規定にかかわらず、第一条の目的を達成するため、次に掲げる業務(以下「駐留軍再編促進金融業務」という。)を行うことができる。

一 駐留軍移転促進事業(駐留軍等の再編に伴いアメリカ合衆国において実施される事業で駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するために必要なものとして政令で定めるものをいう。次号において同じ。)

二 係る資金の貸付け、当該資金に係る金融機関(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)に規定する銀行その他政令で定めるものに限る。)の貸付債権の譲受け、当該資金に係る債務の保証、当該資金を調達するために発行された債券の取得又は当該債券に係る債務の保証を行うこと。

三 駐留軍移転促進事業に係る資金の出資をすること。

四 前二号の業務に付帯して必要な調査を行うこと。

五 前三号の業務に付帯する業務を行うこと。

第二節 駐留軍等再編関連振興会議

(会議の幹事)

第八条 会議に幹事を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから防衛大臣が任命する。

3 幹事は、会議の所掌事務について、議長及び議員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(会議の庶務)

第九条 会議の庶務は、防衛省防衛施設庁施設部において処理する。

(会議に係る雑則)

第十条 前二条に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

第三章 国際協力銀行の業務の特例

(駐留軍移転促進事業)

第十一条 法第十六条第一項第一号に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 住宅の賃貸に関する事業

二 電源の開発及び電気供給に関する事業

三 水源の開発及び水の供給に関する事業

四 下水の排除及び処理に関する事業

五 廃棄物の収集及び処理に関する事業

六 前各号の事業の用に供する施設の整備及び管理に関する事業

(金融機関)

第十二条 法第十六条第一項第一号に規定する政令で定める金融機関は、長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)に規定する長期信用銀行、信用金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、農林中央金庫及び商工組合中央金庫並びに保険会社及び農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)第十条第一項第十号の事業を行う全国の区域を地区とする農業協同組合連合会とする。

(点数等の修正)

第八条 駐留軍等の再編の内容のうち特定できなかった事項を特定した場合又は第三条各号に掲げる数値若しくは割合の算定の基礎となる事項に変更がある場合には、それらの数値又は割合は、当該特定又は変更に応じて修正するものとする。

2 前項の数値の修正が再編実施交付年度以前であつて、再編点数が減少する場合には、当該修正を行った年度以後の計画点数は、修正した再編点数から当該年度以前のすべての年度の計画点数を減じて得た数値に当該年度以後の年度の計画進捗率を乗じて得た数値を当該修正を行った年度から当該駐留軍等の再編に係る交付終了年度までの年度の計画進捗率の合計で除した数値とする。

3 第一項の数値の修正が再編実施交付年度であつて、再編点数が増加する場合には、計画進捗率が一年である年度の最後の年度(以下「上限終了年度」という。)後の計画点数は、修正した再編点数から上限終了年度以前のすべての年度の計画点数を減じて得た数値に上限終了年度の年度の計画進捗率を乗じて得た数値を上限終了年度の翌年度から交付終了年度までの年度の計画進捗率の合計で除した数値とする。

4 前項の場合において、上限終了年度の翌年度の計画点数が、上限終了年度の計画点数を超えるときは、その超える分を当該翌年度の翌年度から交付終了年度までの計画点数に均等に分割して加算するものとする。

5 前項の規定は、同項の規定により加算した計画点数が、上限終了年度の計画点数を超える場合に準用する。

6 駐留軍等の再編の実施に向けた措置が遅延した場合には、遅延した年度以後の計画点数は、再編点数から遅延した年度前の計画点数(その遅延が国の行為(不作為を含む。)又は自然現象以外の事由に起因するものであつて、関係する再編関連特定周辺市町村の長がその事由の解消に努め、又は協力していること認められないときは、当該計画点数及び遅延した年度の当初の計画点数)を減じて得た数値に遅延した年度以後の年度の計画進捗率を乗じて得た数値を遅延した年度から交付終了年度までの計画進捗率の合計で除した数値とする。

7 駐留軍等の再編の実施に向けた措置が前項の事由に起因して遅延した場合には、その遅延した年度(その遅延が継続した年度を含む。)及びその翌年度の計画進捗率は、別表第九の上欄に掲げる年度に応じ、同表の下欄に掲げる割合とする。

2 国際協力銀行法第二十五条第一項及び第二項の規定は、駐留軍再編促進金融業務については、適用しない。

(国際協力銀行による貸付け及び出資の制限)

第十七条 国際協力銀行は、前条第一項第一号の資金の貸付けに係る業務であつて無利子のものについては、第二十一条の規定による政府からの無利子の貸付けを受けた金額を超えて、これを行つてはならない。

2 国際協力銀行は、前条第二号の業務については、政府から駐留軍再編促進金融業務に係る資金に充てるべきものとして国際協力銀行法第五条第二項の規定による出資があつた金額を超えて、これを行つてはならない。

(区分経理)

第十八条 国際協力銀行は、駐留軍再編促進金融業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定(以下「駐留軍再編促進金融勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

(利益及び損失の処理並びに国庫納付金)

第十九条 国際協力銀行は、毎事業年度、駐留軍再編促進金融勘定の損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、当該残余の額を、積立金として、駐留軍再編促進金融勘定に係る資本金の額(第二十二条第一項の規定により読み替へて適用する国際協力銀行法第五条に規定する資本金のうち、駐留軍再編促進金融勘定に区分された額をいう。以下同じ。)と同額に達するまでは、積み立てなければならない。

2 国際協力銀行は、毎事業年度、駐留軍再編促進金融勘定の損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 第一項の積立金は、駐留軍再編促進金融勘定において生じた損失の補てんに充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

4 国際協力銀行は、第一項の規定による残余の額から同項の規定により積立金として積み立てた額を控除した残額を、翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

5 国際協力銀行法第四十四条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による国庫納付金について準用する。

第十三条 国際協力銀行が法第十九条第四項の規定により国庫に納付すべき金額の計算の基礎となるべき駐留軍再編促進金融勘定における毎事業年度の損益計算上の利益金の額は、当該事業年度の第一号に掲げる益金の合計額から当該事業年度の第二号に掲げる損金の合計額を差し引いた金額とする。

一 益金

イ 貸付金利息

ロ 保証料

ハ 有価証券利息

ニ 受取配当金

ホ 有価証券売却益及び有価証券償還益

ヘ 出資金処分益

ト 預け金利息

チ 受入雑利息

リ 受入手数料

ヌ 外国為替益

ル 償却債権取立益

ヲ 貸倒等引当金からの戻入れ

ワ 雑益

カ 法第二十二条第一項の規定により読み替へて適用する国際協力銀行法第四十八条に規定する政府からの交付金

ヨ 動産不動産売却益その他の特別利益

二 損金

イ 借入金利息

ロ 支払手数料

ハ 有価証券売却損及び有価証券償還損

ニ 出資金処分損

ホ 支払雑利息

ヘ 外国為替損

ト 事務費

チ 税金

リ 動産不動産減価償却費

ヌ 有価証券償却

ル 貸付金償却

ヲ 出資金償却

ワ 貸倒等引当金への繰入れ

カ 雑損

ヨ 動産不動産売却損、動産不動産除却損その他の特別損失

第九条 最初の法第五条第一項の規定による指定の後に指定する再編関連特定周辺市町村に係る当該再編関連特定周辺市町村の指定の年度又はその翌年度の交付点数について、防衛施設庁長官は、当該再編関連特定周辺市町村の指定の時期その他の事情を勘案し、必要と認めるときは、これを減じ、又は零とすることができる。

2 防衛施設庁長官は、法第五条第一項の規定による指定の時期その他の事情により第四条の規定により難いと認めるときは、同項の規定による指定の年度の交付点数の全部又は一部を翌年度に繰り越すことができる。

3 防衛施設庁長官は、法第五条第一項の規定による指定の後、当該再編関連特定周辺市町村に係る駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗に支障が生じた場合において、前条までに規定するところにより再編交付金の額を定めることが適当でないと認める特段の事情があるときは、当該再編関連特定周辺市町村の交付点数を減じ、又は零とすることができる。

(市町村の合併に係る配慮)

第十条 市町村の合併により、対象市町村の数が減少した場合に、第三条から前条までの規定にかかわらず、これにより交付点数が減少することのないよう配慮するものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日(平成十九年八月二十九日)から施行する。

(防衛施設庁組織規則の一部改正)

第二条 防衛施設庁組織規則(平成十三年内閣府令第五号)の一部を次のように改正する。

附則第二条の次に次の一条を加える。

(防衛施設庁総務部会計課の所掌事務の特例)

第二条の二 防衛施設庁総務部会計課は、第五条各号に掲げる事務のほか、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成十九年法律第六十七号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。)第四章の規定が効力を有する間、駐留軍再編特別措置法第十六条第一項の規定による駐留軍再編促進金融業務に係る資金の貸付け及び出資並びに駐留軍再編特別措置法第二十二条第一項の規定により読み替へて適用する国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号)第四十八条の規定による交付金の交付(当該駐留軍再編促進金融業務に要する費用に係るものに限る。以下同じ。)に関する事務をつかさどる。

(借入金等の限度額)

第二十條 第二十二條第一項の規定により読み替えて適用する国際協力銀行法第四十五條第一項の規定による駐留軍再編促進金融勘定における借入金の現在額は、駐留軍再編促進金融勘定に係る資本金の額及び前条第一項の積立金の額の合計額に政令で定める倍数を乗じて得た額(次項において「借入金の限度額」という。)を超えないこととなつてはならない。

2 第十六條第一項の規定による資金の貸付け、貸付債権の譲受け及び債券の取得の現在額、資金に係る債務の保証及び債券に係る債務の保証の現在額並びに出資の現在額の合計額は、駐留軍再編促進金融勘定に係る資本金の額、前条第一項の積立金の額及び借入金の限度額の合計額を超えることとなつてはならない。

(政府からの資金の貸付け)

第二十一條 政府は、予算の範囲内において、国際協力銀行に對し、国際協力銀行法第五條第二項の規定による出資に代えて駐留軍再編促進金融業務に係る資金を無利子で貸し付けることができる。

(国際協力銀行法の適用等)

第二十二條 駐留軍再編促進金融業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる国際協力銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

2 駐留軍再編促進金融業務及び駐留軍再編促進金融勘定に関する事項については、国際協力銀行法第十條第五項並びに第五十三條の二第一項及び第二項並びに前項の規定により読み替えて適用する同法第十四條第二項第一号、第五十二條、第五十三條第一項及び第五十九條第七号に規定する主務大臣は、財務大臣及び防衛大臣とする。

(駐留軍再編促進金融勘定の廃止)

第二十三條 国際協力銀行は、駐留軍再編促進金融業務を終えたときは、駐留軍再編促進金融勘定を廃止するものとする。

2 国際協力銀行は、駐留軍再編促進金融勘定の廃止の際、駐留軍再編促進金融勘定に残余財産があるときは、当該残余財産の額を国庫に納付しなければならない。

3 国際協力銀行は、第一項の規定により駐留軍再編促進金融勘定を廃止したときは、その廃止の時ににおける駐留軍再編促進金融勘定に係る資本金の額により資本金を減少するものとする。

2 国際協力銀行は、前項第二号二に掲げる出資金処分損の額、同号又に掲げる有価証券償却の額、同号ルに掲げる貸付金償却の額、同号ヲに掲げる出資金償却の額、同号力に掲げる雑損の額及び同号ヨに掲げる動産不動産売却損、動産不動産除却損その他の特別損失の額の計算については、財務大臣の承認を受けなければならない。

3 国際協力銀行は、第一項第一号イに掲げる貸付金利息のうち未収貸付金利息の額、同項第二号リに掲げる動産不動産減価償却費の額及び同号ワに掲げる貸倒等引当金への繰入れの額については、財務大臣の定めるところにより算出しなければならない。

(国際協力銀行法施行令の適用)

第十四條 駐留軍再編促進金融業務が行われる場合には、国際協力銀行法施行令(平成十一年政令第二百六十六号)第九條第二項中「海外経済協力勘定」とあるのは「海外経済協力勘定及び駐留軍再編促進金融勘定(駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成十九年法律第六十七号)以下「駐留軍再編特別措置法」という。)第十八條に規定する駐留軍再編促進金融勘定をいう。」と、同令第十三條中「第四十四條第五項」とあるのは「第四十四條第五項及び駐留軍再編特別措置法第十九條第四項」と、同令第三十條及び第三十一條第二項中「法」とあるのは「駐留軍再編特別措置法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用する法」とする。

附則第三條中「事務を」の下に「平成二十九年三月三十一日までの間、駐留軍再編特別措置法第四條第一項の規定による再編関連特定防衛施設の指定及び駐留軍再編特別措置法第五條第一項の規定による再編関連特定周辺市町村の指定、再編関連振興特別地域(駐留軍再編特別措置法第七條第一項に規定するものをいう。以下同じ。)の指定、再編関連振興特別地域整備計画(駐留軍再編特別措置法第八條に規定するものをいう。以下同じ。)の作成並びに再編関連振興特別地域の整備に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関する事務を」を加える。

附則第三條の次に次の一條を加える。

(防衛施設庁施設部施設対策課の所掌事務の特例)

第三條の二 防衛施設庁施設部施設対策課は、第十一條各号に掲げる事務のほか、駐留軍再編特別措置法第六條の規定が効力を有する間、同條の規定による再編交付金の交付に関する事務をつかさどる。

附則第七條の次に次の二條を加える。

(防衛施設局施設部の所掌事務の特例)

第七條の二 防衛施設局施設部は、第三十一條に規定する事務のほか、平成二十九年三月三十一日までの間、駐留軍再編特別措置法第四條第一項の規定による再編関連特定防衛施設の指定及び駐留軍再編特別措置法第五條第一項の規定による再編関連特定周辺市町村の指定、再編関連振興特別地域の指定、再編関連振興特別地域整備計画の作成並びに再編関連振興特別地域の整備に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関する事務をつかさどる。

2 仙台防衛施設局及び広島防衛施設局の施設部は、第三十一條及び前項に規定する事務のほか、駐留軍再編特別措置法第六條の規定が効力を有する間、同條の規定による再編交付金の交付に関する事務をつかさどる。

(防衛施設局事業部の所掌事務の特例)

第七條の三 防衛施設局事業部は、第三十二條に規定する事務のほか、前条第二項に規定する事務をつかさどる。

(罰則)

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国際協力銀行の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十七条第一項の規定に違反して資金の貸付けをし、又は同条第二項の規定に違反して出資をしたとき。

二 第二十条第一項の規定に違反して資金の借入れをし、又は同条第二項の規定に違反して資金の貸付け、貸付債権の譲受け、債券の取得、資金に係る債務の保証、債券に係る債務の保証若しくは出資をしたとき。

第五章 駐留軍等労働者に係る措置

第二十五条 国は、駐留軍等の再編に当たっては、駐留軍等労働者（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成十一年法律第二百七十七号）第三条に規定する駐留軍等労働者をいう。）について、その雇用の継続に資するよう、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構を通じて技能教育訓練その他の適切な措置を講ずるものとする。

第六章 雑則

(省令への委任)

第二十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、防衛省令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成二十九年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 前項の規定にかかわらず、再編関連特定防衛施設に係る駐留軍等の再編の実施の年度の開始の日（以下この項において「再編実施基準日」という。）から前項に規定する日までの期間が五年に満たない場合又は再編実施基準日が同項に規定する日後となる場合における当該再編関連特定防衛施設に係る再編交付金の交付については、第六条の規定は、再編実施基準日から起算して五年を経過する日又は平成三十四年三月三十一日のいずれか早い日（次項において「交付終了日」という。）までの間、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)
第一条 この政令は、法の施行の日（平成十九年八月二十九日）から施行する。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正)
第二条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第三十九号から第百一十号まで」を「第四十号から第百二十号まで」に改め、同条中第百一十号を第百二十号とし、第三十九号から第百号までを一号ずつ繰り下げ、第三十八号の次に次の一号を加える。
三十九 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）第六条に規定する再編交付金

(防衛省組織令の一部改正)

第三条 防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第五項を附則第六項とする。
附則第四項の表に次のように加える。

平成二十九年三月三十一日までの間

- 一 駐留軍再編特別措置法第四条第一項の規定による再編関連特定防衛施設の指定及び駐留軍再編特別措置法第五条第一項の規定による再編関連特定周辺市町村の指定に關すること。
- 二 再編関連振興特別地域（駐留軍再編特別措置法第七条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の指定に關すること。
- 三 再編関連振興特別地域整備計画（駐留軍再編特別措置法第八条に規定するものをいう。）の作成に關すること。
- 四 再編関連振興特別地域の整備に關する重要事項に係る關係行政機關の事務の連絡調整に關すること。

附則第九条を次のように改める。

(防衛施設局施設部施設企画課の所掌事務の特例)
第九条 防衛施設局施設部施設企画課は、第四十四条に規定する事務のほか、平成二十九年三月三十一日までの間、駐留軍再編特別措置法第四条第一項の規定による再編関連特定防衛施設の指定及び駐留軍再編特別措置法第五条第一項の規定による再編関連特定周辺市町村の指定、再編関連振興特別地域の指定、再編関連振興特別地域整備計画の作成並びに再編関連振興特別地域の整備に關する重要事項に係る關係行政機關の事務の連絡調整に關する事務をつかさどる。

2 那覇防衛施設局施設部施設企画課は、第四十四条第一項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、平成二十四年三月三十一日までの間、駐留軍用地返還特別措置法第六条の規定による返還実施計画の策定に關する事務をつかさどる。

附則第九条の次に次の一条を加える。

(防衛施設局施設部施設対策第一課の所掌事務の特例)
第九条の二 防衛施設局施設部施設対策第一課は、第五十一条各号に掲げる事務のほか、駐留軍再編特別措置法第六条の規定が効力を有する間、同条の規定による再編交付金の交付に關する事務をつかさどる。

附則第十条の次に次の二条を加える。

(防衛施設局事業部施設対策計画課の所掌事務の特例)
第十条の二 防衛施設局事業部施設対策計画課は、第五十九条に規定する事務のほか、附則第九条の二に規定する事務をつかさどる。

(札幌防衛施設局等の事業部施設対策第一課の所掌事務の特例)
第十条の三 札幌防衛施設局、大阪防衛施設局及び福岡防衛施設局の事業部施設対策第一課は、第六十条第一項に規定する事務のほか、附則第九条の二に規定する事務をつかさどる。

3 前二項の規定にかかわらず、再編交付金に基づく事業で、第一項に規定する日（前項に規定する場合にあつては、交付終了日。以下この項において同じ。）後に繰り越される再編交付金に係るものについては、第六条の規定は、第一項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 第一項の規定にかかわらず、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業で、同項に規定する日後に繰り越される国の負担金、補助金又は交付金に係るものについては、第十一条の規定は、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

5 第一項の規定にかかわらず、第四章の規定は、同項に規定する日後も、当分の間、なおその効力を有する。

（簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律との関係）

第三条 駐留軍再編促進金融業務は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号。以下この条において「行政推進法」という。）第十二条第二項の規定の適用については、国際協力銀行法第二十三条第一項に規定する国際金融等業務とみなして行政推進法第四条に規定する新政策金融機関に承継させるものとし、当該駐留軍再編促進金融業務については、同条の規定は、適用しない。

（防衛省設置法の一部改正）

第四条 防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表に次のように加える。

平成二十九年三月三十一日まで
の間

- 一 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第 号）第四条第一項の規定による再編関連特定防衛施設の指定及び同法第五条第一項の規定による再編関連特定周辺市町村の指定に関すること。
- 二 再編関連振興特別地域（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第七条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の指定に関すること。

駐留軍再編特別措置法第六
条の規定が効力を有する間
に關すること。

附則中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 防衛施設庁総務部は、第二百十三号各号に掲げる事務のほか、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。）第四章の規定が効力を有する間、駐留軍再編特別措置法第十六条第一項の規定による駐留軍再編促進金融業務に係る資金の貸付け及び出資並びに駐留軍再編特別措置法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用する国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）第四十八條の規定による交付金の交付（当該駐留軍再編促進金融業務に要する費用に係るものに限る。）に関する事務をつかさどる。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第四条 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

附則中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。
8 法第二条第一項に規定する政令で定める防衛省本省の合議制の機関は、第一条第一項に規定するもののほか、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）の規定により置かれる駐留軍等再編関連振興会議とする。

文部科学省 防衛省令第一号

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令（平成十九年政令第百六十八号）第七条第三項の規定に基づき、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令第七条第三項の額の算定に関する命令を次のように定める。
平成十九年八月 日

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令 第七条第三項の額の算定に関する命令

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令第七条第三項の規定により加算する額は、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号。以下「法」という。）第十一条第二項の事業に要する経費に対する通常の国の交付金の額に、当該事業につき法別表に掲げる割合を当該事業に要する経費に対する通常の国の負担若しくは補助の割合又はこれに相当するもので除して得た数から一を控除して得た数を乗じて算定するものとする。

附則 この命令は、法の施行の日（平成十九年八月二十九日）から施行する。

○防衛省令第十二号

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十号）の施行に伴い、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のとおり定める。
平成十九年八月二十九日

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行規則 則の一部を改正する省令

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行規則（平成十九年防衛省令第十一号）の一部を次のように改正する。
「防衛施設庁長官」を「防衛大臣」に改める。

附則

この省令は、防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年九月一日）から施行する。

三 再編関連振興特別地域整備計画（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第八条に規定するものをいう。）の作成に關すること。	駐留軍等の再編の円滑な実施に關する特別措置法第六條の規定が効力を有する間
四 再編関連振興特別地域の整備に關する重要事項に係る關係行政機關の事務の連絡調整に關すること。	駐留軍等の再編の円滑な実施に關する特別措置法第四章の規定が効力を有する間
同條の規定による再編交付金の交付に關すること。	駐留軍等の再編の円滑な実施に關する特別措置法第四章の規定が効力を有する間
同法第十六條第一項の規定による駐留軍再編促進金融業務に係る資金の貸付け及び出資並びに同法第二十二條第一項の規定により読み替へて適用する國際協力銀行法（平成十一年法律第三十五號）第四十八條の規定による交付金の交付（当該駐留軍再編促進金融業務に要する費用に係るものに限る。）に關すること。	駐留軍等の再編の円滑な実施に關する特別措置法第四章の規定が効力を有する間

附則第五項を次のように改める。

（特別の機關の設置の特例）

5 平成二十九年三月三十一日までの間、駐留軍等の再編の円滑な実施に關する特別措置法の定めるところにより、防衛省本省に、駐留軍等再編関連振興會議を置く。

附則第六項から第十七項までを削る。

附則第十八項中「ものの外」を「もののほか」に改め、同項を附則第六項とする。

別表（第十一条関係）

項	事業の区分	国の負担又は補助の割合
一	土地改良 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業	十分の五・五
二	漁港 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第三条第一号に掲げる基本施設又は同条第二号に掲げる機能施設のうち輸送施設若しくは漁港施設用地（公共施設用地に限る。）の修築	十分の五・五
三	港灣 港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する重要港灣における同条第五項に規定する港灣施設のうち水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設（以下「水域施設等」という。）の建設及び改良	十分の五・五（港灣法第四十二條第一項に規定する国土交通省令で定める小規模な水域施設、外郭施設又は係留施設の建設及び改良にあっては、十分の四・五）
四	道路 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路の新設及び改築	十分の五・五
五	水道 水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する同条第八項に規定する水道施設の新設及び増設	十分の三
六	下水道 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に掲げる公共下水道又は同条第四号に掲げる流域下水道の設置及び改築	十分の五・五
七	義務教育施設 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第二条第一項に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程の同条第二項に規定する建物の新築、増築及び改築並びに学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第三条第二項に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程の同条第一項に規定する学校給食の開設に必要な施設の整備	十分の五・五

省令（別表）

別表第一（第三条関係）

百ヘクタール以上の減少	マイナス一
十ヘクタール以上百ヘクタール未満の減少	マイナス〇・五
十ヘクタール未満の減少	マイナス〇・一
増減なし	零
十ヘクタール未満の増加	〇・一
十ヘクタール以上百ヘクタール未満の増加	〇・五
百ヘクタール以上の増加	一

別表第二（第三条関係）

一 工作物の整備なし	零
二 他の防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊が訓練のために新たに使用するための工作物の整備	〇・一
三 駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成又は配置の変更のための工作物の整備（四の項及び五の項に掲げるものと並びに当該工作物の廃止を除く。）	〇・五
四 駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成又は配置の変更のための飛行場施設又は港灣施設の整備で大規模でないもの	一
五 駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成又は配置の変更のための飛行場施設又は港灣施設の整備で大規模なもの	三

備考 この表において「大規模」とは、埋立てによる土地の形質の変更を伴う五百メートル以上の岸壁又は二以上の滑走路を整備するものをいう。

別表第三（第三条関係）

二千五百人以上の減少	マイナス一・五
千人以上二千五百人未満の減少	マイナス一
二百五十人以上千人未満の減少	マイナス〇・五
二百五十人未満の減少	マイナス〇・一
人員数の増減なし	零
二百五十人未満の増加	〇・一
二百五十人以上千人未満の増加	〇・五
千人以上二千五百人未満の増加	一
二千五百人以上の増加	一・五

別表第四（第三条関係）

十ヘクタール未満	〇・一
十ヘクタール以上百ヘクタール未満	〇・五
百ヘクタール以上千ヘクタール未満	一
千ヘクタール以上二ヘクタール未満	二
二ヘクタール以上	三

別表第五（第三条関係）

艦船及び航空機の数及び種類の変化並びに弾道ミサイルを破壊するためのミサイルを搭載した車両の配備なし	零
航空機の八十一機以上の減少	マイナス五
航空機の四十一機以上八十機以下の減少	マイナス四
航空機の二十一機以上四十機以下の減少	マイナス三
航空機の十一機以上二十機以下の減少	マイナス二
航空機の十機以下の減少	マイナス一
航空機の十機以下の増加	一
航空機の十一機以上二十機以下の増加	二
航空機の二十一機以上四十機以下の増加	三
航空機の四十一機以上八十機以下の増加	四
航空機の八十一機以上の増加	五
艦船の原子炉を設置したものの変更	二
弾道ミサイルを破壊するためのミサイルを搭載した車両の配備	二

備考 弾道ミサイルを破壊するためのミサイルを搭載した車両は、平成十九年度までに沖縄県に所在する防衛施設に配備されたものに限り。

別表第六（第三条関係）

使用の様式の変更なし	零
他の防衛施設に所在する部隊の新たな使用（次の項に掲げるものを除く。）	一
他の防衛施設に所在するターボジェット発動機を有する航空機を保有する部隊の新たな使用	一・五（当該使用に係る日数の上限が定められている場合であつて、当該上限が、二十八日以下のときは、一・三五、二十九日以上四十二日以下のときは、一・四五）
当該防衛施設に所在する航空機を保有する部隊又は機関の使用の減少	マイナス〇・七五（沖縄県の区域における場合にあつては、マイナス七・五）

備考 他の防衛施設に所在するターボジェット発動機を有する保有する部隊の新たな使用は、千歳飛行場、三沢飛行場、百里飛行場、小松飛行場、築城飛行場及び新田原飛行場におけるものに限り。

別表第七（第三条関係）

十未満	〇・一
十以上百未満	〇・五
百以上千未満	一
千以上二千未満	二
二千以上	三

省令（別表）

別表第八（第三条関係）

一 他の項に掲げる進捗状況の段階以外のもの	十分の一
二 施設の設計のための調査を行っている段階（他に施設の整備のための工事を行っていない場合に限る。）又は環境影響評価（環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第一項に規定する環境影響評価をいう。以下同じ。）を行っている段階	四分の一
三 施設の整備のための工事（環境影響評価が必要な工事を行う駐留軍等の再編にあつては当該工事）を行っている段階	三分の一
四 再編実施交付年度が平成十九年度から平成二十二年までの間である場合であつて、当該再編実施交付年度から起算して五年間	一
五 再編実施交付年度が平成二十三年又は平成二十四年度である場合であつて当該再編実施交付年度から平成二十六年までの間	一
六 再編実施交付年度が平成二十五年から平成三十年度までの間である場合であつて、当該再編実施交付年度から起算して二年間	一
七 再編実施交付年度が平成三十一年度から平成三十三年度までの間である場合であつて、当該再編実施交付年度の間	一
八 上限終了年度が平成三十五年までの間である場合であつて、当該上限終了年度の翌年度から平成三十八年度までの間	二分の一を中欄に掲げる期間の年数で除して得た数値を前年度の計画進捗率から減じて得た数値
九 上限終了年度が平成三十九年度から平成四十一年度までの間である場合であつて、当該上限終了年度の翌年度から二年間	二分の一
十 上限終了年度が平成三十二年である場合であつて、平成三十三年の間	二分の一

別表第九（第三条関係）

一 遅延した最初の年度（二の項に掲げるものを除く。）	十分の一
二 遅延が再編関連特定周辺市町村の行為（不作為を含む。）に起因する場合の遅延した年度	零
三 一の項に掲げる年度に生じた遅延が継続した年度	零
四 一の項又は三の項に掲げる年度の翌年度（三の項に掲げる年度を除く。）	別表第八に掲げる割合から十分の一を控除した割合

省令（別表）